

交通安全協会だより（令和5年5月号）

～自転車交通安全運動月間実施中～

令和5年4月1日から全ての自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

4月1日(土)から5月31日(水)は、自転車交通安全運動月間です。

運動の目的は、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを周知徹底し、自転車乗車中の交通事故防止と自転車の安全で適正な利用の促進を図ることとしています。

【運動の重点】

- ①自転車の安全利用の実践
- ②自転車交通安全教育の推進
- ③安全な自転車利用環境の整備
- ④安全性の高い自転車の普及
- ⑤自転車事故に備えた措置
- ⑥悪質・危険な自転車利用者に対する対処

【自転車安全利用五則】

- ①自転車は車道が原則、左側通行・歩道通行は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車の交通事故発生状況

徳島県における令和4年中の自転車による交通事故は

- 発生件数 424件（対前年比 +11）
- 死者数 2人（対前年比 -1）
- 傷者数 414人（対前年比 +15）

・昨年、徳島県の人身交通事故のうち自転車に関連する人身事故が占める割合は約22%でした。

自転車に安全安心の保険付TSマークがついていますか

- ・TSマークは、自転車整備店で点検・整備を受けた証明となり、赤色TSマークは、1億円の賠償責任保険が付いています。
- ・過去の自転車事故では、損害賠償額が数千万円から1億円近い裁判例があります。